

(1) 九月九日争議團員小林範治大島健一郎等三十六名ハ神田区東  
福田町三番地ナル剛東金属本部ヲ訪問シ更ニ日本橋区豊島町  
二ノ七株或會社三枝高店ヲ訪問シ田中工場事務取締役ニレテ  
且三枝高店取締役タル西島四郎ニ面会シ求メタルニ果サズ全  
員事務室ニ押入り不意ノ行動ニ出シントセル爲メ所轄新橋橋  
署ニ在リテハ全員ヲ一時檢束ノ上今日説諭放還セリ  
(2) 争議團人事務所ヲ設置セス工場内ニ立籠リ辱々西島事務ト又  
滋マ進マタルニ西島ハ請負制度(職工ノ工場後進)ヲ強シ主  
張セリ

一 事業主側

社長田中俊次ハ目下病氣療養ノ爲メ不在ニシテ社内重役側ニ  
モ多少ノ葛藤アリ故ニ西島事務カ主トシテ交渉ノ衝ニ當ラレ  
リ

一 交渉状況

(1) 九月三日事業主側西島事務組合代表大島ト会見セルヲ常務ハ  
八月十五日提出セル私案ニ對シ回答ヲ求メタルカ代表ハ工場  
管理及田中工場雇傭關係ヲ打切レニトハ反對ナリト激論シ交  
ハテ別レタルカ一方組合ニ未加入ノ職工十三名モ亦帶納給料  
ノ交渉ニ亦モ交渉ヲ行ハリ

(2) 事業主側ハ給料交渉ヲ特シニ遷延シ解決ノ見込ナキヲ以テ  
所轄豊島署ニ在リテハ九月十二日重役三枝祐介等ニ對シ説諭  
ヲ加ヘタルニ十四日ニ至リ前記解決條件ノ如ク一応ノ解決ヲ  
見タリ

一 將來ノ豫測

給料交渉ニシテ一応ノ解決ヲ見タルニ因テ本工場ハ短縮セサレ  
ハ事業ノ継続不能ノ状態ニアルヲ以テ現在四十九名ノ職工中  
大半ヲ整理セサル可ラサルハ早晩今一回ノ争議ヲ發生スル